

議案第111号

さいたま市老人福祉センター条例及びさいたま市健康福祉センター西楽園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市老人福祉センター条例及びさいたま市健康福祉センター西楽園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市老人福祉センター条例及びさいたま市健康福祉センター西楽園条例の一部を改正する条例

(さいたま市老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 さいたま市老人福祉センター条例（平成13年さいたま市条例第146号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前                                    |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
|---|--|----|-----|--|------|-----|-----|--|---|----|----|-----|--|------|-----|------------|---------------------------------|-----|--|
| (名称及び位置)<br>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。  | (名称及び位置)<br>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>あずま荘</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> | 名称                                     | 位置 | [略] |  | あずま荘 | [略] | [略] |  | <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>あずま荘</td><td>[略]</td></tr><tr><td><b>東楽園</b></td><td><b>さいたま市見沼区大字膝子1<br/>151番地1</b></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> | 名称 | 位置 | [略] |  | あずま荘 | [略] | <b>東楽園</b> | <b>さいたま市見沼区大字膝子1<br/>151番地1</b> | [略] |  |
| 名称  | 位置                                     |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| [略]   |  |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| あずま荘  | [略]                                    |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| [略]   |  |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| 名称  | 位置                                     |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| [略]   |  |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| あずま荘  | [略]                                    |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| <b>東楽園</b>  | <b>さいたま市見沼区大字膝子1<br/>151番地1</b>        |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |
| [略]   |  |    |     |  |      |     |     |  |   |    |    |     |  |      |     |            |                                 |     |  |

(さいたま市健康福祉センター西楽園条例の一部改正)

第2条 さいたま市健康福祉センター西楽園条例（平成13年さいたま市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前                              |    |                  |                  |                  |                   |  |
|--|----------------------------------|----|------------------|------------------|------------------|-------------------|--|
| <p><u>さいたま市健康福祉センター条例</u></p>  | <p><u>さいたま市健康福祉センター西楽園条例</u></p> |    |                  |                  |                  |                   |  |
| <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の健康の維持及び増進を図るとともに市民相互のふれあいと交流を促進することにより、広く福祉の向上に寄与するため、<u>さいたま市健康福祉センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたま市健康福祉センター西楽園</td> <td>さいたま市西区大字宝来60番地1</td> </tr> <tr> <td>さいたま市健康福祉センター東楽園</td> <td>さいたま市見沼区大字膝子984番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>センター</u>に置く施設は、次のとおりとする。<br/>(1)～(3) [略]</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 <u>センター</u>は、次に掲げる業務を行う。<br/>(1) <u>センター</u>の利用に関すること。<br/>(2)・(3) [略]<br/>(4) <u>市民相互のふれあいと交流の促進に関すること</u>。<br/>(5) <u>高齢者の福祉その他センター</u>の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 <u>センター</u>の休館日は、次のとおりとする。<br/>(1)・(2) [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>センター</u>の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日</p> | 名称                               | 位置 | さいたま市健康福祉センター西楽園 | さいたま市西区大字宝来60番地1 | さいたま市健康福祉センター東楽園 | さいたま市見沼区大字膝子984番地 | <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の健康の維持及び増進を図るとともに市民相互のふれあいと交流を促進することにより、広く福祉の向上に寄与するため、<u>さいたま市健康福祉センター西楽園</u>（以下「<u>西楽園</u>」という。）を<u>さいたま市西区大字宝来60番地1</u>に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第2条 <u>西楽園</u>に置く施設は、次のとおりとする。<br/>(1)～(3) [略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>西楽園</u>は、次に掲げる業務を行う。<br/>(1) <u>西楽園</u>の利用に関すること。<br/>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>高齢者の福祉その他西楽園</u>の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 <u>西楽園</u>の休館日は、次のとおりとする。<br/>(1)・(2) [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>西楽園</u>の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を</p> |
| 名称   | 位置                               |    |                  |                  |                  |                   |  |
| さいたま市健康福祉センター西楽園   | さいたま市西区大字宝来60番地1                 |    |                  |                  |                  |                   |  |
| さいたま市健康福祉センター東楽園   | さいたま市見沼区大字膝子984番地                |    |                  |                  |                  |                   |  |

を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者(さいたま市健康福祉センター東楽園の屋内運動場、集会室又は屋内・外共用スペースのみを専用して利用しようとする者を除く。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 さいたま市健康福祉センター東楽園の屋内運動場、集会室及び屋内・外共用スペース並びにセンターの施設で規則で定めるものを専用して利用しようとする者は、その専用についてあらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前2項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項又は第2項の規定による許可(以下「利用の許可」という。)をしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) [略]
- (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者数の制限)

第10条 市長は、利用者の数がセンターの収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、その数を制限することができる。

定め、又は休館日に業務を行うことができる。

(利用時間)

第5条 西楽園の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 西楽園の施設で規則で定めるものを専用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、西楽園の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒むことができる。

- (1) 西楽園の設置の目的に反するとき。
- (2) [略]
- (3) 西楽園の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、西楽園の管理上支障があるとき又は市長が適当でないとき。

(利用者数の制限)

第8条 市長は、西楽園を利用しようとする者の数が西楽園の収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、その数を制限することができる。

(特別の設備等の制限)

第11条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第13条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命じることができる。

(利用料金)

第14条 利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者(第19条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第16条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定める方法により納付することができる。この場合において指定管理者は、前項に定める利用料金の額の12パーセント以内の割引をすることができる。

(1) さいたま市健康福祉センター西楽園 規則で定める前払式証票の購入による方法

(2) さいたま市健康福祉センター東楽園 指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て発行する回数券を使用する方法

3・4 [略]

第15条 [略]

(特別の設備等の制限)

第9条 西楽園を利用する者(以下「利用者」という。)は、西楽園を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入館の禁止等)

第10条 市長は、西楽園内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命じることができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、西楽園を利用するときは、指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)に、あらかじめその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、規則で定める前払式証票の購入によって納付することができる。この場合において、利用料金は、前項に定める利用料金の額の12パーセント以内の割引をすることができる。

3・4 [略]

第12条 [略]

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用者の利用に供しないこととしたとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用の停止又は利用の許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを原状に回復し、これに要した費用は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者又は入館者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、当該利用者又は入館者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第4条に規定する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第5条第1項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うこと。
- (2) 第6条本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 西楽園の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用者の利用に供しないこととしたとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、西楽園を利用することができないとき。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、西楽園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条第1号に規定する業務
- (2) 西楽園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条第2号から第4号までに規定する業務
- (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、西楽園の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うこと。
- (3) 第5条本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間

を変更すること。

- (3) 第7条第1項若しくは第2項の規定により、許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第3項の規定により、許可に条件を付すること。
- (4) 第8条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又はセンターの管理上支障があるとき若しくは利用させることが適当でないと認めるときに、利用を許可しないこと。
- (5) 第10条の規定により、利用者の数を制限すること。
- (6) 第11条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。
- (7) 第12条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときに、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すこと。
- (8) 第13条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。
- (9) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第20条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

- 2 前項の場合にあつては、第14条第1項及び第2項、第15条並びに第16条の規定を準用する。この場合において、第14条第1項中「指定管理者（第19条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第16条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第2項並びに第15条及び第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第21条 [略]

を変更すること。

- (4) 第6条の規定により、専用しようとする場合に許可をすること。
- (5) 第7条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は西楽園の管理上支障があるとき若しくは利用させることが適当でないと認めるときに、利用に条件を付すること又は利用を拒むこと。
- (6) 第8条の規定により、利用しようとする者の数を制限すること。
- (7) 第9条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。
- (8) 第10条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。
- (9) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が西楽園の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

- 2 前項の場合にあつては、第11条第1項及び第2項、第12条並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第11条第1項中「指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第17条 [略]

別表（第14条、第20条関係）

1 さいたま市健康福祉センター西楽園

[略]

備考 [略]

2 さいたま市健康福祉センター東楽園

(1) 利用料金

| 区 分     | 利 用 料 金<br>(1人1回につき) |      |
|---------|----------------------|------|
|         | 市 内                  | 市 外  |
| 60歳以上の者 | 100円                 | 200円 |
| 一般の者    | 740円                 | 830円 |
| 小学生・中学生 | 310円                 | 310円 |

(2) 屋内運動場の専用利用

| 利用方法 | 利用単位 | 利用料金   |
|------|------|--------|
| 全面   | 2時間  | 1,310円 |
| 半面   | 2時間  | 650円   |

(3) その他の施設の専用利用

| 時間区分<br>施設 | 午前                    | 午後                    | 夜間                    | 午前<br>～午後             | 午後<br>～夜間             | 全日                    |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|            | 午前<br>9時<br>～午後<br>零時 | 午後<br>1時<br>～午後<br>5時 | 午後<br>6時<br>～午後<br>9時 | 午前<br>9時<br>～午後<br>5時 | 午後<br>1時<br>～午後<br>9時 | 午前<br>9時<br>～午後<br>9時 |
| 集会室（全面）    | 1,350円                | 1,680円                | 2,030円                | 3,030円                | 3,710円                | 5,060円                |
| 集会室（A面）    | 580円                  | 720円                  | 870円                  | 1,300円                | 1,590円                | 2,170円                |
| 集会室（B面）    | 770円                  | 960円                  | 1,160円                | 1,730円                | 2,120円                | 2,890円                |
| 屋内・外共用スペース | 340円                  | 450円                  | 340円                  | 790円                  | 790円                  | 1,130円                |

備考

1 「一般の者」とは、60歳以上の者、小学生及び中学生並びに小学校就学前の者以外の者をいう。

別表（第11条、第16条関係）

[略]

備考 [略]

- |   |  |
|---|--|
| <p>2 小学校就学前の者については、無料とする。</p> <p>3 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が専用利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 営利を目的として専用利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額に、100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。</p> |  |
|---|--|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。